

**亀岡市母子寡婦福祉会  
第3回生活支援講習会  
「親子で楽しいひとときを」**

**と き** 12月11日(日)  
午前9時30分～正午  
**ところ** ガレリアかめおか1階  
調理実習室

**対 象** ひとり親家庭の親子  
**内 容** 親子で杵と臼を使って  
「お餅つき」をします。  
**持ち物** エプロン、三角巾、マスク  
**定 員** 親子で30人（要申し  
込み）  
**参加料** 無料

**申し込み** **問** 11月30日(水)ま  
でに亀岡市母子寡婦福祉会会  
長奥村・各支部長・亀岡市役所  
地下1階の母子会売店まで  
奥村TEL090-4305-4692  
(子育て支援課)

**■ ■ ■ こんなときには14日以内に国民健康保険の手続きを ■ ■ ■**

平成28年10月から、短時間労働者の社会保険(健康保険や厚生年金など)の適用範囲が拡大されました。現在国保にご加入の人で、新たに健康保険が適用された人は、国保の「脱退」の届け出が必要です。

※社会保険の適用に関して、詳しくはお勤め先の事業所にご確認ください。

※各種届出や申請の手続きには個人番号(マイナンバー)の記載と本人確認書類の提示が必要です。

**●国民健康保険に加入するとき**

こんなとき	手続きに必要なもの
亀岡市に転入してきたとき	印鑑・他の市町村の転出証明書
職場などの健康保険をやめたとき(扶養家族から外れたとき)	印鑑・職場の健康保険等資格喪失証明書または、脱退連絡票
子どもが生まれたとき	印鑑・国民健康保険証
生活保護を受けなくなったとき	印鑑・保護廃止決定通知書

※上記のほか、国民健康保険料納付の振替を希望する口座のキャッシュカードもしくは通帳・届出印が必要です。

※前の保険が切れた日から14日を過ぎると、加入手続きの届け出までにかかった医療費は全額自己負担となります。必要書類がお手元にそろわない場合でも14日以内に届け出をしてください。

**●国民健康保険をやめるとき**

こんなとき	手続きに必要なもの
亀岡市から転出するとき	印鑑・国民健康保険証
職場などの健康保険に加入したとき(扶養家族になったとき)	印鑑・国民健康保険証・職場の健康保険証(扶養分も含め)
国民健康保険の被保険者が死亡したとき	印鑑・国民健康保険証・会葬礼状ハガキまたは葬儀領収書等 ・葬祭費支給を受ける振込口座
生活保護を受けることになったとき	印鑑・国民健康保険証・保護開始決定通知書

**●その他の変更があったとき**

こんなとき	手続きに必要なもの
住所、世帯主、氏名などが変わったとき 世帯が分かれたり、一緒になったとき	印鑑・国民健康保険証
保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	印鑑・届出本人を確認できるもの・使えなくなった国民健康保険証
修学のために子どもが他の市町村に転出するとき	印鑑・国民健康保険証・在学証明書(または学生証)

**国民健康保険料の納付は口座振替で**

亀岡市国民健康保険料の納付は原則口座振替です。市役所窓口にてキャッシュカードで簡単に申し込みができます。

**取扱金融機関** 京都銀行・京都信用金庫・京都中央信用金庫・京都北都信用金庫・近畿労働金庫・ゆうちょ銀行  
※京都農業協同組合・三菱東京UFJ銀行・みずほ銀行の口座登録は、キャッシュカードでの申し込みができませんので、通帳・届出印が必要です。

**所得の申告を忘れずに!**

国民健康保険は前年中の所得に応じて保険料や保険料の軽減割合、自己負担割合が決まります。所得がない人も保険料の軽減を受けるためには申告が必要です。市民税申告書を提出してください。

**問** 市役所1階保険医療課(7番窓口) TEL25-5025、FAX25-5021

(保険医療課)

**障害・遺族基礎年金受給者向け給付金の申請期限は11月29日(火)です～詳しくはTEL25-5093へ～**